

令和5年度 京都府・京都市への要望と回答

2024/1/22 役員会資料

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
I 地域生活支援施策について		
<p>障害のある人が地域で自立を目指した生活を送るうえで住まい、医療、安心・安全は欠かせないものです。一方、親はもちろん障害児者本人の高齢化も進み、地域生活支援策の充実強化の緊急性がますます高まっております。</p> <p>どこで誰とどんな暮らしをするのかを自らの意思のもとで選びとれることを保障するとともに、その暮らし方を全面的にバックアップするための具体的施策を早急に進めてください。</p>	<p>京都府では障害児福祉計画・障害福祉計画に基づき施策を実施しており、その中でも、社会参加と自立促進に向け、上記計画の理念のもと課題やニーズに沿った施策を行っているところ。</p> <p>府予算の確保に加え、毎年国へ要望も行い財源確保をしている。</p>	
<p>I グループホームをはじめ、地域での生活を支援するための施策を強化充実してください。</p>		
<p>(1) 近年、グループホーム事業に民間企業の参入が増えてきておりますが、なかには開設当初の募集案内と提供されるサービスの実態に乖離のある事例が散見され、利用者にとって必要十分な福祉サービスが提供されるのか危惧しております。</p> <p>実態を的確に把握され、関係部局と連携のうえ必要な指導・監督が行われる体制の整備をお願いします。</p> <p>【府のみ】</p> <p>また、昨年、事業者指定の際に市町村が意見具申できる仕組みについて国において検討されている旨お聞きしましたが、その後の状況及び京都府の対応について教えてください。</p>	<p>社会保障審議会（障害者部会）により本年6月にまとめられた報告書「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」では、障害福祉サービス等の質の評価について「閉鎖的にならず、外部に開かれた透明性の高い事業運営が行われているか」等の視点で評価することが重要で、指定基準を改正する方向で研究を進める必要があるとされている。厚生労働省の検討経過を踏まえつつ、適切に指導していきたい。</p> <p>また、「事業者指定の際に市町村が意見具申できる仕組み」については、都道府県の指定に当たり、市町村が「都道府県知事が指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由」等を記載した書面を提出することとなる見込みであるが、厚生労働省から詳細が示されていないため、詳細が示され次第、市町村と連携し適切に対応したい。</p>	<p><保健福祉局保健福祉部監査指導課、障害保健福祉推進室（指定）> グループホーム（共同生活援助）等の障害福祉サービスの運営に当たっては、国において従うべき基準が定められています。</p> <p>本市においては、新規指定時のみならず、指定後も、各グループホームが当該基準等を順守し、適正に運営されているか否か、届出や報酬請求等を通じて確認しているところです。</p> <p>また、実地指導時においても、利用者処遇や設備面等を確認し、事業所に対しては国基準を順守したうえで適正な運用に努めていただくよう指導を行っております。</p> <p>今後も、関係所管課と情報共有するとともに、適切な指導監査等に努めてまいります。</p>

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>(2) 現状では、グループホーム利用料を障害者年金や作業工賃と国の補助金(月額1万円)では賅うことができません。</p> <p>財政事情の厳しさは承知しておりますが、工賃の引き上げや国庫助成の拡充、府市による独自の助成策など、総合的視点で負担軽減策の充実をお願いします。</p> <p>併せて、利用者が安心してグループホームでの生活が送れることができるよう、整備助成についても独自制度を検討してください。</p>	<p>国制度の特定障害者特別給付において、グループホームの利用者(生活保護又は低所得世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1名あたり月額1万円を上限に補足給付が行われている。</p> <p>京都府では、施設整備において、グループホームを優先的に整備しており、利用者の家賃負担の抑制につながっているものと考えている。</p> <p>国に対しては、障害基礎年金の増額、住居手当の創設、年金受給前の対策など所得保障を充実することを要望しているところ。</p> <p>グループホームにおける光熱水費については補助制度が存在し、経営改善に御助力をされた経費等に対して補助するような内容となっている。</p> <p>作業単価については、庁内及び各市町村に対する優先調達の活用をより一層依頼することとする。</p>	<p>生活保護世帯及び非課税世帯については、グループホームの家賃の実費負担を軽減するために特定障害者特別給付費として補足給付を支給しております。上記に加えて、本市独自軽減制度(新京都方式)により市民税課税世帯で所得割16万円未満のグループホーム利用者において本人負担分の軽減を実施するとともに、高額障害福祉サービス等給付費等や本市独自軽減策である総合上限制度の対象サービスを複数利用された場合は、利用者負担の合計から算定基準額を超えた額の償還を実施する等、可能な限り負担軽減に取り組んでおり、これ以上の軽減措置については、本市の厳しい財政状況の中では困難な状況ですので、何卒、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>整備助成につきましては、令和4年度決算で、本市の財政収支が改善したとはいえ、過去負債の返済や社会福祉関連経費の増加等により今後も市財政は厳しい見込みであるため、引き続き国に対し、国庫補助金の引上げ等の要望を行ってまいります。</p> <p>そして、障害のある方が地域で安心して暮らしていただく受け皿としてのグループホームの整備につきましては、国等の整備費助成制度の活用による設置費用の負担軽減の他、本市独自の施策として、市営住宅の空き住戸を活用したグループホームへの転用や、強度行動障害のある方の支援に必要な費用の助成及び支援方法のコンサルテーションを行う「強度行動障害児者入所支援事業」の実施等により、更なる整備の促進に取り組んでまいります。</p>
<p>(3) 国土交通省の「民間住宅を活用した住宅セーフティネット事業」を積極的に推進し、障害のある人の住まいの場の拡充を一層推進してください。</p> <p>併せて、関係部局と協調して同事業関係者に対する障害に関する意識啓発を推進してください。</p>	<p>行政に加え、不動産関係者、福祉関係者などが連携して引き続き以下のとおり取り組み、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に努めていく。</p> <p><ハード面></p> <p>①住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を促進し、障害者等を理由に入居を拒まない住宅を確保する。</p> <p><ソフト面></p> <p>②住宅確保要配慮者居住支援法人の指定及び高齢者等入居サポーターの登録の増加を図ることにより、障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。</p> <p>③居住支援協議会において、参画団体(府内市町村、不動産関係団体、居住支援関係団体)、庁内関係課(福祉部局)、住宅確保要配慮者居住支援法人及び高齢者等入居サポーターとの連携を図る。</p>	<p><都市計画局住宅室住宅政策課、障害保健福祉推進室(在宅)></p> <p>本市においては、京都市居住支援協議会を設置し、令和4年度に不動産関係団体の協力のもと、障害があることを理由に入居を拒まない賃貸住宅及び不動産協力店の登録制度を開始するとともに、障害のある方の一人暮らしを紹介する動画を配信するなど、不動産事業者への啓発を行っています。</p> <p>さらに、京都市居住支援協議会の相談窓口である「京(みやこ)安心すまいセンター」では、すまい探しやすまいに関する困りごとをワンストップで受け付け、障害のある方のご希望等に応じた不動産協力店の紹介や、すまい探しや入居後にサポートを行う団体である居住支援法人へのつなぎなど、相談ニーズとのマッチング支援も進めています。</p> <p>今後とも、障害のある方の住まいの場の拡充に向け、保健福祉局と都市計画局がしっかり連携しつつ、福祉分野と不動産分野のつなぎ手となり得るよう、福祉関係者に居住支援における不動産分野の知識を取得できる機会を創出する等、更なるバックアップについて検討してまいります。</p>

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>(4) 自立生活援助については、厚生労働省ガイドラインに「その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合」は対象者になるとされており、自宅で家族と暮らす人が一人暮らしに移行しようとする場合にも利用できるよう柔軟な対応をお願いします。</p>	<p>自立生活援助及び地域定着支援の対象者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において一人暮らしをしている障害者 ・同居する家族が障害、疾病等により支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者 <p>とされているが、「同居する家族がいる場合は家族による支援が見込まれない場合であっても支給決定がなされにくい実態がある」といった指摘がある。</p> <p>国においては、障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族に疾病、障害等のない場合であっても、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに、手厚い支援が必要となる場合については、自立生活援助及び地域定着支援の対象者を明確化することを検討されているため、国の対応を待って、周知したい。</p> <p>また、現行制度では、グループホームのサテライト型住居があり、ケアを行うが、高機能の自閉症の方などには、金銭管理などの後方支援（自立生活援助）が必要であると考えている。一人暮らしに焦点が当たっている中、住宅確保に係る各種支援を充実させていく所存。</p>	<p>現状、国から示されている対象者要件の文言上では一人暮らしへの移行期にあたる利用者を対象者として当てはめることは困難です（厚労省確認）。</p> <p>ただし、「一人暮らしに移行しようとする利用者への支援」については、障害者が望む形で地域生活を営むことができるよう支援するという自立生活援助の趣旨からは外れておらず、認める余地はあるものと考えております。対象者要件のうち、「市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合」に当てはめて判断することが可能なのか、今後、市町村審査会にかけられる仕組み等の事務構築の検討を進めてまいります。</p>
<p>【府のみ】</p> <p>(5) 放課後等デイサービスについては、「療育」という観点の薄れ、親の就労支援のみに重点を置いて障害理解が希薄な事業所や経営の観点を重点に運営されている事業所なども見受けられます。</p> <p>つきましては、計画の数値目標や要件を満たしていることの確認だけでなく、市町村とも連携し、事業運営の状況や実態を把握し、本来の「療育」の視点により支援の質の向上が図られるよう指導をお願いします。</p>	<p>京都府では、放課後等デイサービス含む障害児通所支援の事業が、法令等の基準を満たしているか、また、利用者本位のサービス提供が行われているか等、健全かつ円滑に行われるように、指定事業所に対して指導・監査等を実施しているところ。</p> <p>また、放課後等デイサービス事業者は、国の示す放課後等デイサービスガイドラインの遵守やサービスの質の評価及び改善を行い、自己評価結果を公表することも義務付けされており、併せて指導等を行っているところ。</p> <p>市町村においても、障害児通所支援の給付決定を行うに当たって、障害のある子どもの心身の状態、介護を行う方の状況、障害児通所支援の利用の意向などを総合的に勘案し、また、放課後等デイサービスの「専門的な発達支援」という利用目的を踏まえ、子どもに対する最善のサービスとしての適切な利用の判断をされているものと考えます。</p> <p>一方、国において、保護者の就労等による預かりニーズの増加を踏まえ、実態に応じた適切な評価が必要との意見が出されるとともに、令和6年度の報酬改定に向けた検討も進められているところ。</p> <p>放課後等デイサービスの「療育」の利用目的を十分に踏まえた上で、国の動向等も市町村と情報を共有しながら、適切な利用について対応してまいります。</p>	
<p>【府のみ】</p> <p>(6) 高校卒業後の作業所等終了時間後の日中一時支援の事業所が少なく、重度の人達の受入先がない状況です。障害者が安心して暮らせるよう事業所の量的拡大と事業に対する助成をお願いします。</p> <p>また、市町村の格差解消を図ってください。</p>	<p>日中一時支援事業は家族の介護負担軽減につながることから、地域格差を生じさせず、かつ、現在のサービス水準から後退することのないよう、適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、財源については国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うよう、国に対し要望しているところ。</p> <p>また、日中一時支援事業所における2時間の差に係る問題についても、引き続き国に要望していく。</p>	

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【府のみ】 (7) 障害者の高齢化や行動障害などの障害の「重度化」による日中支援を行う「生活介護事業所」の拡充が必要になってきています。近年増加する特別支援学校の卒業生などの実態も踏まえながら、障害保健福祉圏域ごとに計画的な生活介護事業所の創設等整備の促進が図られるよう、必要な対策を講じてください。</p>	<p>現在障害福祉計画(第6期)の改定作業中であるが、必要なサービスの見込量については市町村と連携して推計し、受け皿の確保に取り組んでまいりたい。</p>	
<p>【府のみ】 (8) 駅や公的施設・機関、一定規模の病院のバリアフリートイレについて、ユニバーサルベッド(大人も使える大型ベッド)の設置を進めるために、ホームページや福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに明文化し、整備例の図解を掲載する等により、分かりやすい広報・啓発に努めてください。 特に、公設施設や一定規模の病院の新築等に際しては、ユニバーサルベッドの整備が積極的に取り組まれるように、関係部局との連携強化をお願いします。</p>	<p>障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすいトイレの整備は重要なことと認識しています。 福祉のまちづくり条例(以下、「福まち条例」)では、全ての府民が自らの意思で自由に移動できる条件整備や安心して快適に暮らせる社会生活の場として整備するため、多数の者が利用する建築物、道路、公園及び駐車場を「特定まちづくり施設」と規定して、整備基準を定めてバリアフリー化を推進しています。 また、福まち条例では、特定まちづくり施設に車いす使用者用トイレを1つ以上設けること等が規定されており、マニュアルにおいても、多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備することを基本的な考えとしています。 一方で、大人用ベッドの整備については、スペース上の制約等から一律に設置義務を課すことは困難なため、各施設の状況に委ねているのが実情ですが、整備例として提示することなどにより普及に努めているところです。</p>	
<p>【府のみ】 (9) 公的施設や一定規模以上の病院の駐車場について、車いす利用者が、通常はもちろん降雨時にも安全に乗降でき、施設に入館(場)できるような施設整備の説明を、ホームページや福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに掲載してください。特に次の3点に関して分かりやすく丁寧な説明を掲載することによって、広報・啓発をより強く進めていただくようお願いします。 ア 自動車後部スロープ付き福祉車両の利用には、駐車場の奥行と周辺の乗降スペースの確保が必要であること。 イ 降雨時、乗降場所から建物出入口に至る動線で、雨に濡れることなく安全に移動ができるように、屋根等の整備が望ましいこと。 ウ 係員が常駐していない駐車場では、三角コーンやコーンバーの設置によって障害者用駐車スペースへの出入りを妨げることをないように、置き方に留意すること。</p>	<p>車いす使用者用駐車施設については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び福まち条例において、安全に乗り降り出来るスペースを確保するとともに、当該駐車施設から出入り口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備するよう基準を設けており、また、屋根の設置についてもマニュアルで整備が望ましい項目として位置づけることにより、普及に努めているところです。 歩行が困難な方に対して駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場の適正利用を働きかける「京都おもいやり駐車場利用証制度」においては、協力施設に対し、警備員等が補助できない状況にある場合は、駐車邪魔にならない位置にカラーコーンを設置するようお願いするとともに、ホームページでも設置例を掲載するなど広報・啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、「京都府ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、誰でも安心して快適に過ごすことが当たり前になる社会の実現を目指して取り組んでまいりたい。</p>	

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【市のみ】 (5) バリアフリートイレへのユニバーサルベッドの設置については整備が進んでいますが、駅や公的施設・機関にさらに設置が進むよう啓発・指導をお願いします。 特に、公的施設への設置や一定規模以上の病院の新築移転に際しては率先して整備されるよう、関係部局との連携強化をお願いします。</p>		<p><障害保健福祉推進室(UD)> 本市では、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び施行規則により、対象施設についてユニバーサルベッドの設置を努力義務として規定するとともに、「みやこUD人にやさしい施設づくり事例集」において、多機能トイレへのユニバーサルベッドの設置を推奨するなど、普及の取組を進めています。 また、「みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会」では、駅舎等の大規模改修や新築、増設時等に際し、設計段階から部会委員へ意見聴取を行っていますが、これまでもユニバーサルベッドの設置について意見をいただき、事業者に対応を求めています。 障害のある方が安心して外出するためには、ユニバーサルベッドの設置など、バリアフリートイレの充実が重要であると認識しており、今後も事業者に対する適切な助言及び利用マナーも含めた普及啓発に努めてまいります。</p> <p><都市計画局建築指導部建築審査課> 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び同施行規則により、1万㎡以上の病院や駅等の対象建築物の新築、大規模な修繕等をする場合において、大人用介護ベッドの設置に努めることを事業者に求めています。また、同条例を解説する整備マニュアルにおいても、車椅子利用者用便房内に大人用介護ベッドを設けることが望ましい旨を図入りで掲載し、設計者や事業者に対して利用者や施設の特性に配慮した施設整備に努めていただくよう、啓発・指導を行っています。</p>
<p>【市のみ】 (6) 公的施設や一定規模以上の病院の駐車場について、車いす利用者が、通常はもちろん降雨時にも安全に乗降でき、施設に入館(場)できるよう、次のようなガイドラインを設けて具体的な広報・啓発をより強く進めていただくようお願いします。 ア 自動車後部スロープ付き福祉車両の利用には、駐車場の奥行と周辺の乗降スペースの確保が必要であること。 イ 降雨時、乗降場所から建物出入口に至る動線で、雨に濡れることなく安全に移動ができるように、屋根等の整備が望ましいこと。 ウ 係員が常駐していない駐車場では、三角コーンやコーンバーの設置によって障害者用駐車スペースへの出入りを妨げることのないように、置き方に留意すること。</p>		<p><都市計画局建築指導部建築審査課> 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に基づく手続や相談時に活用している整備マニュアルでは、車椅子利用者用駐車区画について、車椅子を使用されている方の利用に配慮した後部ドア側の乗降スペースの例をはじめ、実際に車椅子を使用されている方の御意見として、乗降時に時間を要するため雨除け用の屋根の設置を望まれる声を掲載し、施設の計画や整備をするうえで十分配慮するよう啓発・指導を行っています。 また、三角コーンやコーンバーの設置等については、利用者の立場や施設の特性に配慮した管理に努めていただくよう、設計者や事業者の方々に対して啓発・指導を行っています。</p>

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>2 強度行動障害児者に対する支援体制を強化してください。</p> <p>強度行動障害児者は、多くの場合は障害特性を十分に考慮した環境や支援があれば安定した地域生活を送れる人たちですが、現状では地域において高齢の親が抱え込まざるを得ず、疲弊する家族が増えている状況です。</p> <p>つきましては、重度訪問介護の機能強化など地域の中で支援する方策の構築をお願いします。</p>	<p>強度行動障害児者への支援については国において「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」がまとめられ、順次国で施策が展開されようとしているところ。</p> <p>本府においては、現在京都知的障害者福祉施設協議会と連携し「京都式強度行動障害モデル事業」を展開しているが、今後、市町村と連携した支援ニーズの把握、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成、困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材の育成、地域における人材のネットワークの構築等順次取り組んでまいりたい。</p> <p>また、地域支援拡大の観点から、支援者の裾野拡大について、国から示されたモデル事業に対して京都府としてどのように進めていくか検討しているところ。</p>	<p>本市における重度訪問介護等のホームヘルプサービスの利用については、障害支援区分ごとに定められた基準支給量内において、本人の障害特性や介護者の状況を勘案したうえで支給決定を行っているところです。さらに、強度行動障害により長時間の見守りを必要とされる方や、特に個別性の高い支援を必要とされる方で、基準支給量を超えた支援が必要な場合には、「非定型」として市町村審査会に意見を諮り、基準支給量を超えた支給決定を行っています。</p> <p>また、本市では、令和3年度から、強度行動障害のある方を新たに受け入れたグループホームや短期入所事業所等に対し、「強度行動障害児者入所支援事業」を実施しています。この事業では、強度行動障害のある方が地域で安心して生活できる場を確保するとともに、個々の障害特性がきちんと理解されて適切な支援を受けられるよう、障害特性に対応したハード面の改修等の経費や入居後の生活が安定するまでの間の人的な集中的対応に要する経費の補助と、事業所が専門知識に基づく個別具体的な対応を学ぶコンサルテーション等を行っています。</p>
<p>3 障害児者家族への支援を強化してください。</p> <p>(1) 高齢の家族と障害のある人が同居している場合に包括的なサービスを楽しむ共生型サービスが制度化され、高齢者や障害者へ同一事業所が包括的にサービスを提供できる仕組みができたとのことですが、実際に指定を受けた事業所は極めて少ないところです。</p> <p>どの地域に住んでも適切に共生型サービスが受けられるよう、事業者への啓発・指導を強化して下さい。</p>	<p>共生型サービスの指定を受けた事業においては、通常単価よりも低い報酬設定がされている。国に対しては障害福祉サービスを提供できる事業者のない地域では、通常の報酬単価として、共生型サービスの受入れ促進を図ることを要望しているところ。</p>	<p>共生型サービスについて、全国的にも指定を受けている事業所が少ないことは認識しております。共生型サービスの指定を受けている事業所が少ない背景として、障害・高齢両分野の訪問系サービスの指定においては、双方の従業者がそれぞれの業務を兼務することを可能とする国の特例要件があることや、共生型サービスとして指定を受けた場合であっても、国報酬に違いはないこと等が考えられます。</p> <p>一方、市内の大半の事業所が障害福祉と介護保険の両制度の指定を受けており、65歳到達後も、引き続き、必要なサービスの継続利用が一定、可能となっております。</p> <p>共生型サービスの事業所の普及のためには、国における制度の見直しが必要であると認識しており、国の動向等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>【府のみ】</p> <p>(2) 府内市町村における重度障害者等就労支援特別事業の実施状況を適確に把握し、必要な対応をお願いします。</p> <p>具体的には、未実施の場合はその理由や事業のニーズの有無等を確認され、必要な市町村には国・京都府による支援も含めた指導・助言をお願いします。</p>	<p>京都市が行っている重度障害者等就労支援特別事業については承知しているが、移動支援事業については市町村が実施主体となる地域生活支援事業で行われ、各地域の実情に応じて行われるため、限られた予算の中で市町村からの相談に対応していく。</p> <p>また、当該事業について、市町村に対する指導・助言は難しいが、実施している市町村について参考に情報共有を行うことは可能。</p>	

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【市のみ】 (2) 緊急時は当然の事、必要な時に利用できるショートステイの整備を早急に進めてください。 特に、医療的ケアが必要な障害のある人とその家族へ支援を充実するために、ショートステイが安心して利用できるよう整備を進めてください。</p>		<p>短期入所の施設数につきましては、令和5年6月1日時点で67箇所の事業所を指定しており、単独型又は併設型で合計197床を確保しています。引き続き、事業所の設置が促進されるよう、報酬単価の適正化について、国に対して要望してまいります。</p> <p>また、障害福祉サービスについては、平成30年度に福祉型強化短期入所サービス費が創設されるなど、医療的ケア児者に対する支援の充実が図られたほか、令和3年度にも、医療的ケア児者の支援に係る加算等の評価が拡充されるなど、国において報酬改定がなされてきたところです。今後も国の動向を注視するとともに、事業者の運営実態に見合う報酬水準を確保し、医療的ケア児者の受入れが一層拡充されるよう、引き続き、国への要望を行ってまいります。</p> <p>本市としても、医療的ケア等を必要とする方の受入れが可能な障害福祉サービスの事業所を増やすことが必要であると認識していることから、医療的ケア児者等の受入れを行った場合に診療報酬と障害福祉サービス報酬の差額相当（日額1万円）を補助する「医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業」を令和3年度から実施し、医療型短期入所事業所における医療的ケア児者等の受入れの促進を図っております。</p>
<p>4 災害時における障害のある人の避難の安全確保施策を充実してください。</p>		
<p>【府のみ】 災害時には障害者一人一人の特性に沿った避難生活が必要です。府内市町村に対し、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿及び個別避難計画が作成されるよう関係部局と連携して指導・助言してください。</p>	<p>市町村が福祉事業者や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者ごとの状況を踏まえた「個別避難計画」の作成を促進するため、市町村への適切な指導や、研修会の開催などの支援を引き続き行います。</p> <p>また、今般改正された災害対策基本法の主旨をふまえ、京都府においても、防災部局と福祉部局が連携し、引き続き、市町村が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を円滑に作成できるよう支援していきたいと考えています。</p>	

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【市のみ】 (1) 災害時には障害者一人一人の特性に沿った避難生活が必要です。関係機関・団体との連携を一層強化し、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進してください。</p>		<p><保健福祉局保健福祉総務部保健福祉総務課> 本市では、避難行動要支援者名簿に登載された方に対して、地域への情報提供に係る意向確認を行い、不同意の意思を示した方を除いた避難行動要支援者名簿を関係団体に提供することで、災害発生時にスムーズな避難支援等に繋がる顔の見える関係づくりを行っています。避難行動要支援者名簿の適切な活用が地域に浸透することにより、名簿を提供する関係団体の増加が見込めることから、関係団体との活用事例の共有に取り組みます。 なお、避難行動要支援者名簿は、地域団体だけでなく、各区役所・支所、消防局及び消防署・消防分署で保有し、災害発生時に備えています。 また、本市では、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の御協力を得ながら、避難行動要支援者名簿登載者のうち、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方について、個別避難計画の作成に取り組んでいます。また、上記以外の避難行動要支援者についても、個別避難計画の作成が円滑に進むよう、取り組みやすい個別避難計画作成に係るリーフレットを作成し、各区役所・支所等に配架しています。 災害時に、障害者お一人お一人の特性に沿った避難生活を送っていただくためには、個別避難計画を作成し、事前に避難先等を選定しておくことは有効であることから、引き続き、個別避難計画の作成に取り組んでまいります。</p>

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【市のみ】 (2) 避難訓練が各地で実施されていますが、その時に避難行動要支援者の参加を積極的に働きかけてください。 また、避難所運営協議会のメンバーに障害者本人や保護者・家族も入れて意見を聞いてください。</p>		<p><行財政局防災危機管理室、保健福祉局保健福祉総務部保健福祉総務課> 区総合防災訓練については、区域における防災対策の実情や関係機関との連携の必要性等を踏まえ、各区役所が多様な訓練を実施しており、住民参加型の訓練を実施する場合は、各区役所のホームページや京都市防災ポータルサイト、区版の市民しんぶん等において、広く区民の皆様の参加を呼び掛けています。 本市では、地域の方々と協力して避難所ごとに「京都市避難所運営マニュアル」を策定し、大規模災害時等には、地域において、マニュアルに基づき、避難所を開設・運営するための避難所運営協議会を設置します。 避難所運営協議会は、総務班、情報広報班、管理班、保健衛生班、食料班、物資班、ボランティア班のほか、障害のある方をはじめとする要配慮者の方の生活支援やニーズの把握等を担う救護・要配慮者班で構成されています。 本市では、この避難所運営協議会が中心となり、地域住民の方々に御協力いただきながら、要配慮者の方を含む避難者への対応や区・支所災害対策本部と連携した対応を行うなど、地域における自主的で円滑な避難所運営を目指しています。 このため、各学区の自主防災会が中心となり、地域の防災訓練において避難所の開設・運営訓練にも取り組んでいただいております。要配慮者の方々への対応も含め、今後も引き続き、円滑な避難所運営に取り組んでまいります。 そして、避難行動要支援者に対し、各学区における避難訓練への参加の働きかけを行うには、まず、地域において、避難行動要支援者を把握することが前提となるため、避難行動要支援者名簿の活用事例を関係団体に共有し、名簿提供団体を増加させ、より多くの方の情報を地域で共有できるよう、取り組んでまいります。</p>
<p>5 医療的ケア児への支援施策について</p>		
<p>【府のみ】 令和4年4月、京都府において、医療的ケア児等支援センターを開設されたところですが、その後の具体的取り組みの成果等進捗状況を教えてください。 また、医療的ケア児の通学支援の普及状況について教えてください。</p>	<p>令和4年4月に京都府医療的ケア児等支援センターを開設し、医療的ケア児及びその家族、地域の関係者等に対する相談等に応じるとともに、関係機関との連携や調整を行っているところ。 さらに、京都府医療的ケア児等支援センターにおいて、相談対応等を進めていく上では、支援が必要な方の人数や生活状況の把握が必要と考えており、昨年度から実施した基本情報調査の結果を現在とりまとめ、次期障害福祉計画策定のために、市町村担当課に情報提供させていただいたところ。今後は保健所とともに、地域での支援を進めていけるように一層連携してまいります。 基本情報調査の結果や関係機関の意見などを十分踏まえながら、医療的ケア児等コーディネーターの配置や支援に関わる多職種の人材・事業者の連携体制の構築、地域における支援体制の充実などについても、協議会で検討を進め、医療的ケア児の支援体制の充実に向けた施策の検討を進めてまいります。 また、通学支援についても、各地域において、学校と保護者とで調整がいったところから順次利用されており、令和4年度以上の利用となる見込みと教育委員会からお聞きしているところ。</p>	

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【市のみ】 重い障害のある人に特化した医療の拠点を切望します。既存の施設では十分な対応が得られず、市外や他府県に足を運んでいる状況です。新たに整備される地域リハビリテーション推進センターについて、重い障害のある人の医療や医療的ケアの拠点となる機能を持ち、障害のある人が誰もが安心して利用できる医療施設にしてください。</p>		<p>これまで地域リハビリテーション推進センターにおいては、平成27年4月に行った再編により、障害のある方の生活の質的向上と社会参加を目指した地域リハビリテーションの推進や高次脳機能障害の対応への体制強化等に取り組んできたところです。 重い障害のある人の医療や医療的ケアについては、市内の主要な医療機関等が担っており、重度障害に特化した医療拠点を新たに設置することは困難です。 また、地域リハビリテーション推進センターについては、平成27年3月に、民間のリハビリ医療がめざましく充実してきたことで、公民の役割分担の考えから廃止したものであり、現在も病院機能を復活させる考えはありません。</p>
<p>6 障害福祉職の人材確保について</p>		
<p>障害福祉職の人材が非常に不足しています。また、職員が頻繁に離職するなど定着率も良くないと見聞します。福祉職の魅力を伝え、職員の養成を充実してください。 また、職員が誇りと余裕をもって働けるよう、国に対して、報酬の見直しをはじめあらゆる方策を講じて障害福祉職の人材確保が進むよう要望してください。</p>	<p>本府では、京都府社会福祉協議会と連携し、福祉人材・研修センター（通称FUKUJOB）において、人材確保に係る相談から就職支援、就職後の研修や定着支援までをワンストップで実施しているところ。 国に対しては、事業者の経営基盤強化のため、直近では令和3年度の障害福祉サービス報酬改定、平成29年度から上乘せ評価が行われた福祉・介護職員処遇改善加算、令和元年度に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び令和4年10月に創設された福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化に資するよう人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ることを要望していく。</p>	<p>障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対しては、国による報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などにより、徐々に介護職員の待遇面の改善が図られていますが、サービス利用者が急速に増えるなど、ニーズがある一方で、依然として介護職員は不足しており、本市に限らず全国的な課題であると受け止めております。 これまでから、必要な対策を講ずるよう国に要望をしておりますが、現在検討されている令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定の内容を注視しつつ、引き続き必要な対策を講ずるよう他の政令指定都市と連携し、引き続き要望してまいります。</p>
<p>7 障害のある子の卒業後の進路支援について</p>		
<p>一般高校、大学卒業後の進路先について、一般校の進路担当者がハンディキャップのある生徒等に対しても選択肢を示せるよう、福祉制度（生活支援、就労支援等）の知識を習得し理解できるような仕組みを構築し、適切に進路指導を行えるようにしてください。</p>	<p>高校における就労に向けた支援の充実に向けては、教育と福祉の連携強化なども重要であることから、今後さらに、仕組みの構築などに向けて、教育委員会や関係機関と検討・調整を進めてまいります。</p>	<p>発達障害等の特性があり、学習上・生活上の困りを抱える生徒の支援については、総合支援学校教員及び教育委員会職員から構成される「高校通級特別支援チーム」を設置のうえ、市立高校を定期的に巡回し、教職員に対して、障害理解に資する研修のほか、困りのある生徒への指導・支援について相談や助言を行っています。その中で進路指導にあたる教員がハンディキャップのある生徒に対して、適切な進路指導を行うことができるよう、指導助言等も行っています。 また、管理職を通じて進路指導教員等に対して外部セミナーの周知を行うなど、必要に応じた知識習得の機会も設けております。 今後も、関係課や関係機関と密に連携し、適切な進路指導に努めてまいります。</p>

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>II 障害年金生活者支援給付金の増額について</p> <p>令和4年度頃からの物価の高騰が未だに続いており、障害のある人たちの生活に大きな打撃となっています。また、コロナ禍で引き下げられた給料や工賃もすぐには上がる見込みはありません。</p> <p>障害年金に現在上乗せされている年金生活者支援給付金の増額を国に要望してください。</p>	<p>障害のある方の所得保障制度の充実に向けて、引き続き国に対して障害基礎年金の増額等の要望を行ってまいりたい。</p>	<p>年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものであり、その費用は、全額国庫負担で賄われています。年金生活者支援給付金の給付額は、物価の変動に応じて、毎年度改定が行われ、令和5年度は昨年度から2.5%の増額改定となっております。</p> <p>このように、給付金は物価の変動を踏まえた改定がされているものと認識しておりますが、公的年金制度そのものにつきましても、高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、更に昨今の物価高騰が及ぼす年金受給者の暮らしへの影響を十分に勘案したものとなるよう、老齢基礎年金等の支給額の改善を、政令市と連携して国に要望しております。</p> <p>今後も、他の政令市と連携し、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p>
<p>III 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した障害児者が、介護が必要という理由で入院を受け入れてもらえないことがないよう、入院できる医療機関を確保してください。</p>	<p>京都府では、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整については、10月以降も、原則は医療機関間での調整となるが、重症等患者で入院調整が困難なケースは、入院支援センターが支援しているところ。</p> <p>入院体制についても、さらに確保病床によらない形での入院患者受入を進めるとともに、対象を重症・中等症Ⅱに重点化して病床確保なども進めているところ。</p> <p>また、以前から、医療機関に対しては、行動障害のある方や重症心身障害の特別な意思疎通支援が必要な方が患者である場合は、当該者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者の付き添いについて、院内感染対策に十分留意しつつ積極的に対応いただくよう周知してきたところ。</p>	<p><保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課></p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更により、入院医療体制は確保病床によらない形での患者の受入れが進められ、入院先も医療機関間で決定することが原則となっております。</p> <p>引き続き、国の方針を踏まえ、京都府等と連携し、取り組んでまいります。</p> <p><障害保健福祉推進室(在宅)></p> <p>障害福祉サービスの一つである「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知したヘルパー等の支援者が付き添うことにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっております。その際に発生するヘルパー等の介護従事者の感染対策を行うための経費の補助を実施し、医療機関が安心して、介護が必要な障害児者を受け入れることができるよう取り組んでいます。</p>

要望内容	京都府の回答	京都市の回答
<p>【市のみ】 IV 行財政改革について</p>		
<p>令和3年8月に策定された「行財政改革計画」の一環として、令和4年度予算において当協議会関係の補助金をはじめ障害保健福祉関係事業を見直されましたが、障害のある人の豊かな暮らしを確保するために速やかに復活・充実していただきますようお願いします。 とりわけ、重度障害加算の早期復活をお願いします。</p>		<p>重度障害者や視覚・聴覚言語機能障害者を積極的に受け入れ、手厚い人員を配置している生活介護事業所等に対し、本市独自に京都市単費で「重度障害者等利用事業所支援事業」を実施し、人件費の一部を補助しているところです。 本補助は、国において、重度障害者支援加算の創設や、加算対象要件の区分の見直し等、徐々に改善が図られている状況を踏まえ、補助金額の見直しを行ってまいりました。 日中活動における重度障害者の受入拡大や支援の向上を図っていくためには、本来、国の給付費において、適正な報酬や加算が設定されるべきであり、これまでから適切な財政措置を講じるよう国へ要望を実施しておりますが、引き続き、本市においても重度障害者利用事業所へ支援を行うとともに、事業所の経営実態に見合う報酬単価の上乗せ等、より適正なものに見直すことを国に要望してまいります。</p>